

## 任意継続被保険者制度 加入希望の方へ

加入を希望される方は、『健康保険任意継続被保険者資格取得申請書』を、退職前にご提出ください。  
申請書の提出後、保険料納付前に加入を取りやめる場合は、速やかに健康保険組合までご連絡ください。

在職中の保険証は、**退職時に会社の総務担当部門へ必ずご返却ください。**

記号 \_\_\_\_\_ 番号 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 様

介護保険料徴収あり（含む）

介護保険料徴収なし

資格喪失時標準報酬月額 千円

任意継続加入時標準報酬月額 千円

### 【任意継続被保険者制度 加入可能期間】

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

### 【任意継続保険料】

介護保険 第2号被保険者及び特定被保険者においては介護保険料も合算します。

納付方法	納付金額	納付期間 (退職日の翌日から20日以内)	振込先
(1) 月払い	円 注	平成 年 月 日 ~ 月 日	みずほ銀行 新橋支店 普通 0230097 沖電気工業健康保険組合
(2) 前納 (一括払い)	円 ( 月分まで)	平成 年 月 日 ( )	

上記(1)(2)のいずれかをご選択の上、納付期間内に振込先口座へお振り込み願います。  
納付期間内にお振り込みがない場合は、任意継続にご加入できなくなりますので、ご注意ください。  
(当組合より銀行振込用紙は配布しませんので、各自お振り込み願います)

注 月払いをご希望で、20日~月末の前日に退職された方は、翌月の保険料納付期日（毎月10日）まで日数がありませんので、初回のみ2ヶ月分の納付（ 月分計 \_\_\_\_\_ 円）をお勧めいたします。

納付期間は退職日の翌日から20日以内ですが、20日目が資格喪失月の翌月になる場合、前納を希望される方は、資格喪失月の末日までにお振り込みいただくことになります。

(例) 6/20の退職 6/30日までに振り込み(月払いは退職の翌日から20日目まで)

お振り込みが確認でき次第、新しい保険証をお送りいたします。

前納を選択し、年度の途中で就職された場合は保険料を返金いたします。

在職中は保険料を1ヶ月遅れで控除しています。\_\_\_\_月給与から引かれている保険料は\_\_\_\_月分です。

### 保険料納入に関するご留意点（必ずお読みください）

保険料の振込は退職日の翌日からになりますので、それより前には振り込まないようにお願いいたします。

振込は、必ずご本人のお名前でお願いたします。(当組合より銀行振込用紙は送付しませんので、各自お振り込み願います。)

入金後は任意継続被保険者制度に加入したものと見なし、これを取り消すことは出来ませんので、加入にあたっては、退職前に充分にご検討ください。

保険料を納付いただいている期間は、国民健康保険への加入、どなたかの被扶養者になることはできません。

(前納された期間に上記の理由での脱退はできませんが、月払いを選択し、未納により脱退することは可能です。

その場合、法定納付日の翌日が資格喪失日となります。)

〒108-8551

東京都港区芝浦4-11-15

沖電気工業健康保険組合 任継担当

03-5443-5437(直通) 8-321-50063(内線)

E-mail: oki-kenpo@oki.com